

令和6年度放課後児童クラブ入会申請について

1 申請書の提出

(1) 提出方法

*今年度は、継続申請の方のみ放課後児童クラブに申請書を提出できます。

*受付期間後に申請される場合、4月当初からの入会ができなくなります。(転入等ご事情のある方は除きます)
当初入会のご希望者は、必ず申請期間内にご提出ください。

	継続入会の場合 (申請日時点できょうだい児が放課後児童クラブに在籍している新入生を含む。)	新規入会の場合
提出先	在籍している放課後児童クラブ	生涯学習課 (市役所 旧庁舎3F)
期間	令和5年11月13日(月)~11月24日(金) ※土日・祝日は除きます	令和5年11月26日(日)~12月1日(金)
時間	午後1時~午後6時30分	① 平日:午前9時~正午、午後1時~午後7時 ② 日曜:午前9時~正午
その他	<p>☞放課後児童クラブでは申請書類の受け取りのみ行います。不備があった場合は、生涯学習課より別途ご連絡します。再提出が必要となった場合には、<u>市役所まで来ていただく可能性があります。</u></p> <p>☞受付期間終了後は、<u>クラブへ提出できません。</u> <u>当初入会を希望する方は生涯学習課で受付</u>を行いますので、必ず <u>12月1日までに</u>提出してください。</p>	<p>☞受付での密を避けるため、当初入会のみ郵送でも受け付けます。(簡易書留でお願いします。) 提出期限:令和5年12月1日(金) 必着 提出先:〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号</p> <p>☞<u>年度途中からの入会は、随時、生涯学習課で受付</u>を行います。(入会日は申請書の受付をしてから約2週間後となりますので、余裕を持って申請してください。)</p>

※電子申請(ぴったりサービス)でも受付可

(2) 提出書類 ※継続入会と新規入会で申請書を分ける必要はありません。

- 令和6年度 長岡京市放課後児童クラブ入会申請書(第1号様式) ※申請書1枚に児童3名まで記載可能
- 就労(就労見込)・(医師)証明書(第2号様式) ※見込の場合は3か月経過後に実績の証明が必要となります。
- 提出書類チェックリスト
- 児童状況調査票

(3) 注意事項

転入した場合・長岡京市に住民票のない場合 ※放課後児童クラブ保護者協力金の算定に必要です。必ずご確認ください。

令和5年1月1日現在、長岡京市内に住民票のない方は、以前の居住地市町村で令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書の交付を受けて添付してください。海外転入等の事情で課税証明書が提出できない方については、年間の収入等が分かる申告書(任意の様式でも提出可能です)を提出してください。

受付できない方

- ① 月14日以上勤務がない方 (就労時間が児童の帰宅時間より早く終わる場合は日数に含めません)
- ② 提出書類に不備があった場合
- ③ 放課後児童クラブ保護者協力金が未納になっている方

※虚偽の申請があった場合、入会を取り消します。その際、それまでに発生した費用はご負担いただきます。

※申請後、申請内容に変更(例.転職、婚姻等)が生じた場合は、生涯学習課に直ちに連絡してください。

(4) 入会決定

年度当初入会の場合	年度途中入会の場合
<p>☞入会が決定した世帯に対し、3月初旬に入会決定通知を送付します。</p> <p>☞新規で入会される方については、入会日までに各放課後児童クラブで面接を行う予定ですのでご出席ください。</p>	<p>☞放課後児童クラブでの面接実施後に、入会決定通知を送付します。</p> <p>☞入会日は申請を受け付けてから約2週間後となります。</p>

2 対象、条件

(1) 入会対象児童

原則、市立小学校に在学する1年生から4年生までの児童のうち、保護者が働いている、その他の事情により昼間に家庭で保育ができない児童です。(市外に通学する児童は、別途ご相談ください。)

(2) 定 員

各放課後児童クラブとも原則として50人

(3) 開会日及び開会時間

※ 四小・五小A・五小B・七小・九小・十小が該当

- 日曜日、祝日、お盆休み（8月12日から8月16日）及び年末年始（12月29日から1月4日）、面接日、年度末日（事務引継日）を除いて開会します。
- 時間は、児童の下校時から午後6時30分までとし、土曜日と学校行事に伴う振替休日に開会する場合（一日保育日）は午前8時30分から午後6時までの開会となります。また、春・夏・冬の学校休業時に開会する場合は、午前8時から午後6時までとします。（民間運営委託のクラブ*は、午後6時30分まで）なお、通常学校時の6時以降、学校長期休業時の8時30分までの保育については延長保育となり、申込み制となります。手続き方法については入会決定時に改めてご案内します。
- ただし、教育委員会が必要と認めたときは、休会または開会時間を変更することがあります。

(4) 下 校

原則、集団下校で帰宅します。それ以外については、保護者のお迎えをお願いします。

(5) 保護者協力金

- 令和5年度市民税額の合計額（児童と世帯が同じ方の全員）を算定の基準とし、下記の協力金負担基準表に基づき決定します。協力金は月額制となっており、月途中の入退会であっても、日割り計算による減額は行いません。
※平成24年度に廃止となった市民税扶養控除（年少扶養控除・16歳以上19歳未満の特定扶養控除）があると想定し協力金の算定を行います。入会申請書の扶養者に係る欄は正確にご記入ください。
※ひとり親家庭で婚姻歴がない方については、寡婦(寡夫)控除がみなしで適用される場合があります。
- 協力金は指定金融機関において、口座振替によりお支払い下さい。手続きに必要な書類は、市内金融機関にも設置してあります。指定金融機関に口座をお持ちでない方は納付書での振込をお願いします。

(6) その他の実費負担

- スポーツ安全保険料年間800円とおやつ代として1か月2,000円程度の実費が別途必要です。
- スポーツ安全保険については、入会決定通知以後に入会を取り消される場合、保険料を負担いただく場合があります。

(7) そ の 他

保護者の就労内容・家庭状況等、入会申請書の記載内容に変更が生じた場合にも届出が必要になりますので、生涯学習課までお願いします。また育児休業を取得される場合は事前に必ず申し出てください。

(8) 問い合わせ先

長岡京市教育委員会 生涯学習課 TEL 075-955-9546

(参考) 令和5年度長岡京市放課後児童クラブ保護者協力金負担基準表 (単位：円)

等級	算定の基準	月負担額
1	生活保護世帯	0
2	市民税非課税世帯	740
3	前年度の市民税が均等割のみの課税世帯	1,500
4	前年度の市民税所得割額が10,000円以下の課税世帯	4,000
5	前年度の市民税所得割額が10,001円以上、50,000円以下の課税世帯	5,000
6	前年度の市民税所得割額が50,001円以上の課税世帯	7,000

- 算定の基準となる市民税額は、年少扶養等の控除があると想定して算出した額となります。
- 兄弟姉妹の児童が同時に2人以上入会する場合は、2人目からは半額となります。